

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和 3 年 1 2 月

(一部変更 令和 5 年 9 月)

さくら市

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現況

さくら市は、面積125.46km²の内、農地率46%（内水田率89%）であり、その立地条件を生かして米麦を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、一部の農家で施設園芸の導入等が進んでいる。

さくら市の農業構造については、昭和40年ごろから兼業に占める割合が60%を超え、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、近年、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

こうした中において、兼業農家や土地持ち非農家から担い手へ農地の集積・集約化が進められてきたが、ここにきて担い手の集積・集約化の動きが鈍化してきている。

一方、傾斜地の開田を多く含む旧喜連川町地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化した耕作放棄地が近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 施策の目標

（1）高収益性の作目・作型の導入による産地化

導入が進んでいる施設園芸について、高収益性の作目・作型を担い手を中心に導入することで、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

（2）農業経営の目標水準の設定

地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標については、さくら市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と同等の年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2000時間程度）で、地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得（主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得が580万円程度）を確保し得る経営の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

（3）関係機関等の連携による総合的な事業推進

将来のさくら市の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、さくら市、塩野谷農業協同組合、さくら市農業委員会、塩谷南那須農業振興事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、さくら市担い手育成総合支援協議会において、役割分担を明確化しつつ、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進するとともに、各種施策の総合的な推進を図る。更に、望ましい経営を目指す農業者等に対してさくら市担い手育成総合支援協議会が主体となって経営診断、経営改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(4) 農地利用集積の推進

地域計画（策定前に当たっては、実質化された人・農地プラン）の内容を踏まえ、担い手への農地集積による土地利用型農業の体質強化を図るとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足等による農地の遊休化を防止する施策を講じ、農地の有効活用を目指していく。

(5) 集落営農等の組織化・法人化

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらの経営体への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 第 1 項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農地の貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、塩谷南那須農業振興事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品質の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。

(6) 生産組織等の法人化

生産組織は効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持つてお

り、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(7) 女性農業者の参加・協力・確保

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

また、女性の就労条件の向上を図るため、家族経営協定の締結、見直しを推進する。

さらに、女性農業者が主役となる農業生産を基本とする新たなアグリビジネスの創出を支援し、その女性農業者の姿を情報発信し、農業を職業として選択する女性を増やしていく。

(8) 農村コミュニティの推進

効率的かつ安定的な農業経営を目指す者と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、農業に関わりのある者に広く本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

(9) 地域農業を広範囲で維持する担い手の確保・育成

高齢化等により担い手が減少する地域では、地域の実情に即し、広範囲の農地を引き受ける広域農業法人の育成や集落営農組織の合併や連携を支援することで地域農業を維持していく。

さらに、農地や水路の維持管理などで担い手をサポートする地域住民の参画などを進め、担い手と地域住民とが一体となり地域農業を継続して支える仕組みづくりに取り組んでいく。

(10) 認定農業者等への集中的かつ重点的な支援

法に基づく農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、さくら市農業委員会による認定農業者への農用地の利用集積の支援はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、さくら市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、地域の面的な広がりを対象とした補助事業や融資事業の実施に当たっても当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

更に、さくら市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けよ

うとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の指示等の重点的指導及び塩野谷農業協同組合地区センター単位の研修会の開催等を塩谷南那須農業振興事務所の協力を受けつつ行う。

特に、農業経営基盤強化資金の利用率が比較的高くなっている現状を踏まえて、日本政策金融公庫宇都宮支店及び農協系統の融資担当者を交え、資金利用計画の作成及び返済計画等濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

(11) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

①新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

さくら市の令和4年度の新規就農者（自営就農）は5人であり、若干名増加となる。従来からの基幹作物である水稻を中心に、土地利用型農業と施設型農業及び畜産等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

さくら市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間2万人としている新規就農者の確保・定着目標や栃木県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標300人以上を踏まえ、さくら市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を増加させるため、優良な個人経営体等の法人化を積極的に推進する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

さくら市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

②新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けたさくら市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ご

との効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現にさくら市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、さくら市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

[個別経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO. 1 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆	<作付面積等> 水稲＝10.0ha 麦＝ 8.0ha 大豆＝ 8.0ha <経営面積> 18.0ha	<資本装備> ・トラクター（50ps、70ps）各1台 ・田植機（6条植）1台 ・コンバイン（6条刈）1台 ・シーダー（麦・大豆）各1台 ・大豆コンバイン1台 ・乾燥機RC、CE利用 <その他> ・麦、大豆は田作とし、二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
NO. 2 水稲 ＋ 麦 ＋ 春菊	<作付面積等> 水稲＝ 5.0ha (新規需要米含む) 麦＝ 2.0ha 春菊＝ 0.4ha <経営面積> 7.4ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（4条刈）1台 ・シーダー（麦）1台 ・乾燥機RC、CE利用 ・パイプハウス（4000㎡） <その他> ・麦、春菊は田作とする。 ・作付の団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施 ・作業日誌の記載	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
NO. 3 水稲 ＋ 麦 ＋ ねぎ	<作付面積等> 水稲＝ 6.0ha (新規需要米含む) 麦＝ 2.5ha ねぎ＝ 0.8ha <経営面積> 9.3ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps）各1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（4条刈）1台 ・シーダー（麦）1台 ・乾燥機RC、CE利用 ・ねぎ皮むき機、根葉切機、掘取機1式 <その他> ・ねぎ、麦は田作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・生産性向上に向けたねぎ機械化体系の導入 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.4 水稲 ＋ 麦 ＋ 夏秋 (半田成) なす	<作付面積等> 水稲＝ 10.0ha 麦＝ 8.0ha 夏秋 なす＝ 0.4ha <経営面積> 18.4ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps） 各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・コンバイン（4条刈） 1台 ・乾糶機RC、CE利用 <その他> ・夏秋なす、麦は水田作とする ・作付の円地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.5 水稲 ＋ 温泉なす	<作付面積等> 温泉 なす＝0.3ha 水稲＝2.0ha (新規需要米含む) <経営面積> 2.3ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・田植機（5条植） 1台 ・コンバイン（3条刈） 1台 ・乾糶機RC、CE利用 ・ハウス 1棟 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.6 水稲 ＋ 夏秋そば ＋ 自然薯	<作付面積等> 水稲＝6.0ha 夏秋 そば＝5.0ha 自然薯 ＝0.3ha <経営面積> 11.3ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps） 各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・コンバイン（4条刈） 1台 ・乾糶機RC、CE利用 ・又、草刈機（30石） 1台 ・そばコンバイン 1/2台 <その他> ・そば、自然薯は水田作とする。 ・作付の円地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.7 水稻 ＋ うど	<作付面積等> 水稻＝6.0ha うど＝4.0ha <経営面積> 10.0ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps） 各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・コンバイン（4条刈） 1台 ・乾燥機RC、CEを利用 ・園芸用パイプハウス 2,400㎡ <その他> ・うどは水田とする ・作付の平坦化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.8 水稻 ＋ 麦 ＋ 花卉	<作付面積等> 水稻＝6.0ha （新規需要米含む） 麦＝2.7ha スターチス ＝0.3ha <経営面積> 9.0ha	<資本装備> ・トラクター（30ps、50ps） 各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・コンバイン（4条刈） 1台 ・乾燥機RC、CEを利用 ・鉄骨ハウス・パイプハウス <その他> ・麦は水田とする ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.9 にら	<作付面積等> にら＝0.7ha （収獲面積） <経営面積> 1.4ha （作付面積）	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・半自動移植機 1台 ・にら採取機 1台 ・にら結束機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 14,000㎡ <その他> ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.10 いちご	<作付面積等> いちご ＝0.4ha <経営面積> 0.4ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・畝上げ機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷库 2坪 ・園芸用パイプハウス 4,000㎡ （自動換気装置、炭酸ガス発生装置、電照設備） ・夜冷施設、空中採苗施設一式 ・ビニールハウス（5,000㎡） ・自動換気・カーテン装置	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入

		・夜冷施設・予冷施設装備 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用		
--	--	---	--	--

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.11 トマト	<作付面積等> トマト（冬・春） =0.55ha <経営面積> 0.55ha	<資本装備> ・トラクター（30ps）1台 ・大型連棟ハウス（5,500㎡） （灌水装置、暖房機、環境制御装置） <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.12 りんご	<作付面積等> りんご =1.5ha <経営面積> 1.5ha	<資本装備> ・トラクター（50ps）1台 ・スピードスプレーヤー1台 ・ハンマーナイフモア1台 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.13 花卉	<作付面積等> スプレーギク =0.45ha バラ=0.4ha カーネーション =0.5ha <経営面積> 0.4～0.5ha	<資本装備> ・アクリルハウス（2,980㎡） ・ビニールハウス（1,980㎡） ・灌水施設（4,960㎡） ・保冷库 他 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

NO.14 菌床しいたけ	＜作付面積等＞ 菌床しいたけ ＝20,000個	＜資本装備＞ ・ガルベニウムハウスと パイプハウス 74坪×3棟 ・保冷库 1台 ＜その他＞ ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
-----------------	-------------------------------	--	----------------------	---------------------------------------

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.15 水稻 ＋ 肉専用種繁殖	＜作付面積等＞ 繁殖牛＝ 25頭 水稻＝10.0ha 飼料作物＝6.0ha ＜経営規模＞ 繁殖牛 25頭	＜資本装備＞ ・牛舎 270 m ² ・繁殖牛 25頭 ・堆肥舎 1棟 ・トラクター（50ps、70ps） 各1台 ・田植機（6条植） 1台 ・コンバイン（3条刈） 1台 ・乾草はCE、RC利用 ＜その他＞ ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.16 和牛 肥育	＜作付面積等＞ 肥育牛＝120頭 年間72頭出荷	＜資本装備＞ ・トラクター（50 28 ps） 1台 ・牛舎 800 m ² ・堆肥舎 1棟 ・ローダー 1台 ・マニュアルスプレッダー 1台 ＜その他＞ ・耕畜連携による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入

NO.17 F1 肥育	<作付面積等> 肥育牛 =130頭 年間78頭出荷	<資本装備> ・トラクター (50 ps) 1台 ・牛舎 (1,000 m ²) ・堆肥舎 1棟 ・ローダー 1台 ・マニユアスプレッダー 1台 <その他> ・耕畜専機による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.18 酪農	<作付面積等> 経産牛=30頭 育成牛=8頭 飼料畑 =10.0 ha <経営規模> 経産牛30頭	<資本装備> ・牛舎 400 m ² (シンクリーナ方式) ・パイプラインミルク 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (80 ps) 1台 ・トラクター (50 ps) 1台 ・モアコンディショナー、ボトムブラウ、ブーム スプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生 産機械 一式 ・経産牛 30頭 ・堆肥舎 1棟 ・尿溜 1基 <その他> ・耕畜専機による堆肥の利活用と稲わらの確保	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日 制の導入 ・ヘルパーの活用

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.19 養豚	<作付面積等> 繁殖豚 =80 110 頭 出荷肉豚=1,778 2,400 頭	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・種雄豚 5頭 ・母豚 80頭 ・自動給餌器 一式 ・種豚舎 220 m ² ・妊娠豚舎 120 m ² ・子豚舎 130 m ² ・分娩豚舎 270 m ²	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日 制の導入 ・臨時雇用の導入

		・肥育豚舎 600 m² ・ふん尿処理施設 1 基		
NO.20 採卵鶏	<作付面積等> 成鶏=12,000 羽 出荷羽量 =217,000kg	<資本装備> ・育雛舎 50 m² ・育成舎 500 m² ・成鶏舎 600 m² ・ふん尿処理施設 1 基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
NO.21 ブロイラー	<作付面積等> 常時飼養羽数 =25,000 羽 出荷羽数 =100,000 羽	<資本装備> ・育成舎（5 6 0 m²） 3 棟 ・ふん尿処理施設 1 基	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1 ～ 2 人として示している。

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	農業従事の態様等
NO22 水稻 + 麦 + 大豆 (主たる従事者 3人)	<作付面積等> 水稻=25.0ha 麦=20.0ha 大豆=20.0ha <経営面積> 55.0ha その他作業受託	<資本装備> ・トラクター(60ps) 3台 ・田植機(8条植) 2台 ・コンバイン(6条刈) 2台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥はRC、CE利用 ・麦用シーダー 2台 ・大豆用シーダー 3台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦、大豆については水田作とし、二毛作とする ・作付けの団地化 ・スマート農業技術導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・給料制の導入、休日制の導入 ・従事者全員の社会保険への加入 ・臨時雇用の導入 ・家族経営協定の実施

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人若しくは世帯が共同で農業を営み、又は農作業を行う経営体(法人を含む。)であって、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1に掲げた目標に到達することを基本とする。

(留意事項)

モデル的経営類型の指標の経営規模及び生産方式については、県見直し時(令和3年3月時点)のものであり、経営改善計画の作成や認定に当たっては、物価の変動等を考慮するものとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現にさくら市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、さくら市における主要な営農類型についてこれを示すものとする。

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.1 水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆	<作付面積等> 水稲＝ 3.0ha 麦＝ 2.0ha 大豆＝ 2.0ha <経営面積> 5.0ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・自脱型コンバイン (3条刈) 1台 ・シーダー (麦・大豆) 各1台 ・大豆コンバイン 1台 ・乾糞TRC、CE利用 <その他> ・麦、大豆は水田作とし、二毛作とする ・作付の円地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式経営の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給排水、休日制の導入
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.2 水稲 ＋ うど	<作付面積等> 水稲＝ 3.0ha うど＝ 1.0ha <経営面積> 4.0ha	<資本装備> ・園芸用ハイブハウス 400㎡ ・うど掘り機 1台 ・トラクター (30ps) 1台 ・田植機 (4条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・乾糞TRC、CE利用 <その他> ・うどは水田作とする ・作付の円地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式経営の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給排水、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

NO.3 いちご	<作付面積等> いちご＝ 0. 1 5ha <経営面積> 0. 1 5ha	<資本装備> ・トラクター (25ps) 1台 ・畝上機 1台 ・土壌消毒機 1台 ・保冷庫 1台 ・園芸用パイプハウス 1,500 m ² (自動換気・炭酸ガス発生装置・電照設備) ・夜冷施設、空干採苗施設 一式 <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
NO.4 なす	<作付面積等> なす＝0. 2 5ha <経営面積> 0. 2 5ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・支柱用パイプ <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
NO.5 トマト	<作付面積等> トマト ＝0. 2ha <経営面積> 0. 2ha	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・低コスト対応生ハウス 2,000 m ² (灌水施設、電気施設) <その他> ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施
営 農 類 型	経 営 規 模	生 産 方 式	経 営 管 理 の 方 法	農 業 従 事 の 態 様 等
NO.6 にら	<作付面積等> にら ＝0. 3ha (収穫面積) <経営面積> 0. 6ha (作付面積)	<資本装備> ・トラクター (30ps) 1台 ・移植機 1台 ・にら採取機 1台 ・にら結束機 1台 ・園芸用パイプハウス 6,000 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入 ・適切な労務管理の実施

NO.7 ねぎ	<作付面積等> ねぎ＝ 0. 5ha 秋冬ねぎ＝0. 3ha 夏ねぎ＝ 0. 2ha <経営面積> 0. 5ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・ねぎ皮むき機、根葉切機、掘取機 一式 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・雇用労働力の活用	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入
NO.8 スプレー菊	<作付面積等> スプレー菊 ＝ 0. 2ha <経営面積> 0. 2ha	<資本装備> ・トラクター（30ps） 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・選花機 1台 ・保冷库 1台 ・栽培用低コスト対候生ハウス （保温カーテン1層、シェード1層、循環扇、 自動薬剤散布装置、温風暖房機、電照装置、環境 制御装置）2,000 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入
NO.9 花卉	<作付面積等> 花卉＝0. 15ha <経営面積> 0. 15ha	<資本装備> ・栽培用低コスト対候生ハウス （保温カーテン2層、シェード1層、循環扇、 自動薬剤散布装置、温風暖房機）1,500 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入
NO.10 鉢物	<作付面積等> 鉢物＝0. 15ha （シクラメン等） <経営面積> 0. 15ha	<資本装備> ・トラクター（20ps） 1台 ・フロントローダー 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・栽培用低コスト対候生ハウス （保温カーテン2層、循環扇、栽培用ベンチ、 温風暖房機、環境制御装置）1,500 m ² <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、休日制の導入
営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.11 酪農	<飼養頭数等> 経産牛＝ 20頭	<資本装備> ・牛舎 300 m ²	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 ・給付制、ヘルパーの

	育成牛＝ 5頭 飼料作物＝ 5ha <経営面積> 経産牛 20頭	(バーンクリーナー方式) ・パイプラインミルク 一式 ・バルククーラー 1台 ・トラクター (50 ps) 1台 ・トラクター (80 ps) 、モアコンディショナー、ボトムブラウ、ブームスプレーヤー、ラッピングマシーン等自給飼料生産機械一式 各1台 ・経産牛 20頭 ・増肥舎 1棟 ・尿溜 1基		活用等による休日制の導入
NO.12 水稲 + 肉専用種 繁殖	<作付面積等> 成牛＝ 15頭 育成牛＝ 3頭 飼料作物＝ 2.5ha 水稲＝ 2.0ha <経営面積> 15頭	<資本装備> ・牛舎 150 m ² ・トラクター (50ps、70ps) 各1台 ・田植機 (4条) 1台 ・コンバイン (3条) 1台 ・乾燥機RC、CEを利用 ・牛舎 220 m ² ・フレールモア、テッダーレーキ、ロールベレーラ ー等資料作物栽培機械一式 ・増肥舎 1棟 <その他> ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給養制、休日制の導入
NO.13 肉専用種 肥育	<作付面積等> 肥育牛＝ 40頭 出荷肉牛 24頭	<資本装備> ・牛舎 400 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・テッダーレーキ、 ロールベレーラ等 稲わら収集用機械一式 ・増肥舎 1棟 <その他> ・耕畜連携による増肥の活用と稲わらの確保	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給養制、休日制の導入

NO.14 交雑種 肥育	<作付面積等> 肥育 180頭 出荷肉牛＝ 103頭	<資本装備> ・牛舎 1,100 m ² ・トラクター (50ps) 1台 ・ローダー 1台 ・ロールベーター 1台 ・増肥舎 1棟 <その他> ・耕畜連携による増肥の利活用と稲つらの確保	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族経営協定の実施 給料制、休日制の導入
--------------------	----------------------------------	--	----------------------	--------------------------

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
NO.1 水稻+麦 +大豆	<作付面積等> 水稻 ＝ 10.0ha 麦 ＝ 5.0ha 大豆 ＝ 5.0ha <経営面積> 水田 ＝ 15.0ha	<資本装備> ・トラクター (50ps) 1台 ・田植機 (6条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・フォークリフト 1台 ・乾燥は RC、CE 利用 ・麦用シーダー 1台 ・大豆用シーダー 1台 ・大豆用コンバイン 1台 ・色彩選別機 1台 <その他> ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・作付参考値に基づく生産	・複式簿記及び青色申告の実施	・家族経営協定の実施、給料制、休日制の導入 ・適正な労務管理の実施

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せ農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農業組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）である。

(留意事項)

モデル的経営類型の指標の経営規模及び生産方式については、県見直し時（令和３年３月時点）のものであり、経営改善計画の作成や認定に当たっては、物価の変動等を考慮するものとする。

第３ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

１ 農業を担う者の確保及び育成の考え方

市は、第１の「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」に沿って農業を担う者の確保・育成を進めるため次の取組を進める。

（１）農業を担う者の確保及び育成を図るための体制整備

市はとちぎ農業経営・就農支援センター（以下「支援センター」という。）、塩谷南那須農業振興事務所、塩野谷農業協同組合等と連携して、地域農業の中核的な担い手等による農業経営の高度化の支援や新規就農希望者への就農支援を実施する。

（２）地域農業を持続的に支える仕組みづくり

高齢化などにより農業者が減少する中、農業を持続的に支えていく地域の中心的な担い手や、広域的に営農を展開する法人等の新たな担い手の育成により、一層の農地集積・集約を図るとともに、地域住民をはじめ地域力を結集した農業の仕組みづくりを促進する。

（３）意欲ある人材の参入促進

市は支援センター、塩谷南那須農業振興事務所、塩野谷農業協同組合等と連携して、地域が主体となって新規参入者を受け入れる体制づくりや、農業を学ぶ機会の充実を図り、農業に取り組む多様な人材の確保・育成を促進する。

２ 市の取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合など関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

（１）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

（ア）受入環境の整備

塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。

（イ）中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を

広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

(ア) 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

さくら市が主体となって塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合等と連携・協力しながら、情報を共有し支援を効率的かつ適切に行う。

(イ) 就農初期段階のサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのためにさくら市青年農業者研修会への参加を促すとともに、さくら市認定農業者協議会との交流の機会を設ける。また、各直売所とも連携して、直売所出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

(ウ) 経営力の向上に向けた支援

経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細かな支援を実施する。

(エ) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画（策定前にあっては実質化された人・農地プラン）との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策や青年等就農資金、農地利用効率化等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については市、農業公社、塩谷南那須農業振興事務所、技術や経営ノウハウについての習得は栃木県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては塩谷南那須農業振興事務所、塩野谷農業協同組合、さくら市認定農業者協議会や農業士等、農地の確保については農業委員会など、各組織が役割を分担しながら新規就農者への確保・育成に取り組む。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、塩谷南那須農業振興事務所や塩野谷農業協同組合等と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集・整理し、情報共有を行う。

農業を担う者の確保のため、農業委員会や塩野谷農業協同組合等の関係機関と連携し、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、塩谷南那須農業振興事務所及び支援センター等の関係機関へ情報提

供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に以上を受けられるよう農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げる、これら効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の 農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

○ 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農業経営基盤強化促進事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業（水稻については耕起、播種、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次はおおむね10年先とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

さくら市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、さくら市の丘陵部においては、果樹等の栽培が行われている一方で、開田等の条件の不利な農用地が存在することから一部の農用地で耕作放棄されるなど、その利用状況が低位に留まっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため、さくら市農業委員会、塩野谷農業協同組合、土地改良区等が連携して各種施策・事業等を総合的に実施する。

(3) 関係団体との連携体制

さくら市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、が連携して施設・事業等の推進を実施する。

3 地域計画（策定前にあつては実質化された人・農地プラン）との一体的な運用に関する

基本的な事項

地域計画に農業を担う者として位置付けられた者（地域計画策手前にあつては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体）は、地域農業の担い手として認知されていることから、経営改善計画の認定申請があつた際には、認定されるよう配慮するとともに、認定農業者が地域計画に農業を担う者（地域計画策定前にあつては、実質化された人・農地プランの中心経営体）として位置付けられるよう、指導・助言・情報提供等を行うものとする。

4 経営改善計画の目標達成に向けた支援に関する事項

認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善が図られるよう、農業経営指標を活用した自己チェックを推進し、経営改善計画の最終年における目標達成に向けて、関係機関・団体等が連携して指導・助言等の支援を行うものとする。

5 効率的かつ安定的な農業経営体の育成経営体数の目標

育成すべき経営体数の目標を次に掲げる。

別経営体目標数	3 0 3
組織経営体目標数	2 4

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事業

さくら市は、栃木県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する推進方針に定められた方向に即しつつ、さくら市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

さくら市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画促進事業
- ② 利用権設定等促進事業（地域計画策定までの経過措置に限る。）
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 県営ほ場整備が完了した地域では、工事以前と比較すると作業効率は格段と高まっている。休日農業や作業の一部委託農業にも変化の兆しが見え、農地の流動化は増加しつつあり、これらの農地を担い手農家へ計画的・面的に集積・集約化するよう推進活動を展開する。

イ 旧喜連川町地区の平坦部においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

ウ 旧喜連川町地区の傾斜地においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農

用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足や遊休農地の解消に努める。

さらにさくら市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、稲作、園芸作物等の繁忙期を避けて設定する。

(2) 協議の場の情報提供

幅広い農業者の参画を図るため、市の広報やホームページへの掲載に加え、関係機関にも協力を依頼し、情報提供を行っていく。

(3) 協議の場の参加者

参加者については、区域内で営農している農業者をはじめ、多くの関係機関が参加するよう努めることとし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(4) 相談窓口

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(5) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農地として維持することが、困難な農地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(6) 地域計画の策定の進め方

地域計画の策定に当たっては、関係機関と密に連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか確認する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項（地域計画策定までの経過措置に限る。）

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利

用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

- （ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- （エ） その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。
- （オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得するとき、農地の集団化を図るために必要なとき、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があるときを除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者その他の農業委員会が適切と認める者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 塩野谷農業協同組合が農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業及び法第7条第1号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の

実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ さくら市長への確約書の提出やさくら市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

（２）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他の利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（３）開発を伴う場合の措置

- ① さくら市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、県農業振興公社を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号経営局長通知）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② さくら市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① さくら市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② さくら市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① さくら市農業委員会は、認定農業者から農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があり、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、さくら市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② さくら市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体又は塩野谷農業協同組合は、その構成員又は組合員に係る農用地の利用関係の改善を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②又は③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① さくら市は、(5)の①の規定によるさくら市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② さくら市は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、塩野谷農業協同組合又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、さくら市は、農用

地利用集積計画を定めることができる。

- ④ さくら市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和５５年農林水産省令第３４号。以下「規則」という。）第１６条の２各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況についてさくら市長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 原状回復の費用の負担者
- (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の改善状況

(8) 同意

さくら市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

さくら市は、さくら市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定によるさくら市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項をさくら市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

さくら市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

さくら市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① さくら市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② さくら市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、さくら市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ さくら市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分をさくら市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ さくら市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3会 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

さくら市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号経営局長通知)様式第4号の認定申請書をさくら市に提出して、農用地利用規程についてさくら市の認定を受けることができる。

② さくら市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ さくら市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程をさくら市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて

農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ さくら市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

- ① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業実

施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がそ

の周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① さくら市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② さくら市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、塩谷南那須農業振興事務所、さくら市農業委員会、塩野谷農業協同組合、栃木県農業振興公社等の指導、助言を求めてきたときは、さくら市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

さくら市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 塩野谷農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 塩野谷農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

塩野谷農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

さくら市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進

に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア さくら市は、ほ場整備事業（昭和49年度～平成26年度完了）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、野菜集荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ さくら市は、飼料用稲の生産を推進し畜産経営基盤の強化を図るとともに、水田農業を経営する耕種農家との連携を推進し、有機資源の有効活用と安全安心な農作物の生産を図る。

ウ さくら市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

エ さくら市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制

① 事業推進体制等

さくら市は、さくら市農業委員会、塩谷南那須農業振興事務所、塩野谷農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、認識を共有する。

② 関係機関との連携等

さくら市農業委員会、塩野谷農業協同組合、土地改良区は農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、さくら市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、さくら市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成26年2月12日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月8日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和3年12月16日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月27日から施行する。

別紙1（第5の2の（1）の⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- （1）地方開発事業団（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること

- （2）農業協同組合法第72条の10の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- （3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙２（第５の２の（２）関係）

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
１ 存続期間は６年（農業者年金制度関連の場合は１０年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて６年とすることが相当地でないと認められる場合には、６年と異なる存続期間とすることができる。 ２ 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 ３ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	１ 農地については、農地法第５２条の規定に基づきさくら市農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 ２ 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 ３ 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 ４ 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	１ 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。 ２ １の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 ３ 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	１ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 ２ 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づきさくら市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ	Iの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算出する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③を準用する。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④同じ

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払時期までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。